改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額（」を「還付対象欠損金額（」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）」を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27　前項に規定する控除対象還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第五十三条第十五項中「」若しくは」を「」又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項」を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項」に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「、控除対象個別帰属還付税額」を「、控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を加え、「（法人税法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む）」を「又は中間期間（欠損事業年度を除く）」に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「「合併等事業年度等」を「「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度に」を「事業年度に」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「」若しくは」を「」又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「含む。）又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む）」を「いう。次項及び第二十五項において同じ。）（同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度（次項において「欠損事業年度」という。）を除く）」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額の」を「法人税額の」に、「、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項」を「、第一項、第三十四項又は第三十五項」に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「第十四項」を「第二十五項」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合（第十九項において「非特定損金算入割合」という。）を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象被配賦欠損調整額を加算するものとする。

18　前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。